

## 国立民族学博物館公印規則

〔平成17年2月22日〕  
規則第47号

(趣旨)

第1条 この規則は、人間文化研究機構公印規程（以下「公印規程」という。）に定めるもののほか、国立民族学博物館（以下「本館」という。）において使用する公印に関して必要な事項を定めるものとする。

(公印の作成等)

第2条 公印を作成、改刻又は廃止しようとする場合は、別記様式により館長に申請し、その承認を得なければならない。

(公印の種類及び寸法)

第3条 公印の種類及び寸法は、別表に掲げるとおりとする。

(公印管守責任者及び公印管守担当者)

第4条 公印規程第9条第1項及び第10条第2項に規定する、本館の公印管守責任者並びに公印管守担当者は、別表に掲げるとおりとする。

附 則

この規則は、平成17年2月22日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成17年9月13日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年12月11日から施行する。

別記様式（第2条関係）

<p>公印（作成・改印・廃印）伺</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>館 長 殿</p> <p>職名・氏名 印</p> <p>このたび、下記公印の（作成・改印・廃印）手続きを行ってよろしいか伺います。</p>	
印 影 の 名 称	
公 印 管 守 責 任 者	
（作成・改印・廃印） の 事 由	
備 考	

別表（第3条、第4条関係）

公印の種類	寸法 (ミリメートル平方)	公印管守 責任者	公印管守 担当者
国立民族学博物館印	30		
国立民族学博物館印（証明用）	20		
国立民族学博物館長印	30		
国立民族学博物館長印（身分証明用）	20		
国立民族学博物館運営会議議長印	23		
国立民族学博物館管理部長印	23		
国立民族学博物館情報管理施設長印	23	総務課長	総務企画係長
国立民族学博物館総務課長印	20		
国立民族学博物館研究協力課長印	20		
国立民族学博物館財務課長印	20		
国立民族学博物館情報管理施設課長印	20		
大学共同利用機関法人人間文化研究機構長印（認印）	25		